

御當家令條

七



内閣文庫	
番號	和 1539 ₁
冊數	10 (8)
函號	180 32

内閣文庫		
八〇函	一五三九	和書類
五架	一〇冊	一號
(八冊)		

御當家令條卷第八ヨリ世一至

當卷八明曆三丁酉正月江戸回祿付而被仰出品々記之

目六畧

淺草文庫

- 一 御城内江召連人數一作事以下一寺后覺一諸大名江被仰渡
- 一 御本丸營作御延引一日雇人足定一類火之面々御金拜借
- 一 放火人御改一火事場覺一職人年間料御定一寺后覺
- 一 拜借金一同金高割一力之錢通用一諸奉公人年年御定
- 一 諸法度一錢撰并兩登一白引欠落御割禁一指布木綿丈尺
- 一 徒若黨并土民衣服一辻切之節覺一振舞木覺一辻番所
- 一 浪人御改一人賣買一小者中間給分金一御鷹鳥披并振廻
- 一 指布丈尺一明地家作出候以下御掟一火事付候物覺一辻番人殺

- 一、小者中間緒細着用袷、御劔禁一、李居出香帳節御定一、往還病人酒醉
- 一、辻番所御定、長年季、御家門方御城付被仰渡、氣與新御免覺
- 一、是御法事付被遣向之下人、覓一、糶子判免改一、辻番所張帛、小者中間服
- 一、繪師棟築以下、御停止一、女衣服、凶年心得覺一、辻番所張帛
- 一、火事地震伺御穢嫌、閉門遠慮一、家人葬覺
- 一、拜借金并城附米在、向々夏一、捨抄通用御停止
- 一、同時大御目付衆口上一、武士屋鋪町人住居御改一、乱者解人
- 一、諸奉人心得、金銀吹直一、町屋侵屋敷一、獻上物心得
- 一、吹直金銀一、町方御劔札一、博奕遊女御改一、ハツシ金物賣買
- 一、人形作物一、町方俵物一、同町人御免付新吉原堀町一、旋一、駕籠御劔茶
- 一、茶居并衣服御定一、吳服濟一、町人舞臺樂一、ハツシ金物一、吳服所

- 一、下々衣服一、針灸異說一、益々書物作者一、駕籠御改一、水アヒ也
 - 一、木ノツケ木一、町人家名一、相續誨一、異說一、駕籠御定一、鞠賣買
 - 一、辻相撲一、野郎踊子徘徊一、印判歌一、於道路不作法
 - 一、杵木縄竹以下直段一、野郎踊子一、往行之下々多葉粉一、酒柱以上
- 御劔禁

御時代合紋 權現様 □ 台徳院様 ○

大猷院様 △ 巖有院様 ○

常憲院様 ×

河内當家令傑卷第二十八

明曆三年丁酉元月廿四日祓作示覺

覺

一 河内當家令傑卷第二十八

侍三人

事殿上
六人

右一人教之由名目別物論於事少之通也
可減外事

一 下馬之由不為安有之由之由人西之制其身
可通事

一 河内當家令傑卷第二十八

正月廿三日

一覽

一 今度焼失に付録集并断中割捨可く其方高直に
い小冊掛た成程少くなくて好む。

一 日座付ての能離由因持大在之因果多卷之有す
目勿漏り流くは速戻之有す。

附二階の信じら〜一冊納之之有る。

一 亥亥成りし時定て有る方分帳も應一編の如様
也との取紙但し取付取紙は高から有る。

附と度大才付法乃と指左分帳也并梨子此
る府結の款の由有る。

一 浪人〜一の者も中絶有る事もあるに依りて其の
但大勝集は依り有る。

一 抄子〜向書も有るや、其関前より此より本〜
のきと有る。

一 傾用山林等々向〜其に隨不伐の屋及の商賣、の
中其但公候〜毎心文左圖に任す有る。

一 其香抄の事例も其等許に於ては其出〜其有るに
先く〜其に違ひ有る。其ら持持方合起など其よも
の爲に其抄の中〜其有るに依りて其の目録も
脚をとらむ〜其有る。

一 正月十五日

覚

一 一書指し書物同身出書しは帳と前ふたわりの分
火のり分とていふもの今も恐ろ方指し持たる食地
亦不足りしものにて候思ふときしりしものも金句場
帳と請てて候也之書お解書由は二書指一切
帳とふた出と身指持方ふり前の諸人との
百金若前の諸人との諸人との候とて候とて候とて候と
白人お對め候とて候とて候とて候とて候と

正月廿九日

覚

一 十萬石の國物大倉と先後両年とて候也

進物内他十津おり馬代金と牧時帳二書二書分帳
と懸し心はおく田のふり

九萬石より五萬石と 太刀馬代金と牧

四萬九千石より半 田 帳と牧

一 五萬石の國物大倉若前多由候家とて候也
二書二書は内と心の坊とて

右應分限揚午市陽ふり心とて候也
備前も東勤揚午市陽ふり心とて候也

二月十日

覚

一 一書指し書物同身出書しは帳と前ふたわりの分
火のり分とていふもの今も恐ろ方指し持たる食地
亦不足りしものにて候思ふときしりしものも金句場
帳と請てて候也之書お解書由は二書指一切
帳とふた出と身指持方ふり前の諸人との
百金若前の諸人との諸人との候とて候とて候とて候と
白人お對め候とて候とて候とて候とて候と

之部屋悉焼失之方也
諸大名也諸中
仕人又少無掛言
俾出也

二月

定

日雇人足

合者二百七十人
お對

二月

類火

一所

合

一

親

一

二

一

言

一

一

一

一

一 藤ノ根樂町屋敷に有る一町中、此の地を
内よりとりて渡す

二月

屋敷焼失、向新金に借并年覚

- 一 浪百貫也 金百石を方石石と
- 一 日百二十貫也 金百石を方石石と
- 一 日百五十貫也 金百石を方石石と
- 一 日百七十貫也 金百石を方石石と
- 一 日百貫也 金百石を方石石と
- 一 日二百二十貫也 金百石を方石石と

- 一 日二百五十貫也 六百六十石を七万石石と
- 一 日二百七十貫也 七百六十石を八万石石と
- 一 日三百貫也 八百六十石を九万石石と
- 一 有過は由借来成年十ヶ箇に有る也
- 一 涉林持方より其の地を一人八本に取給く候と金
幣と
- 一 幼女又の相若る涉中を不仕事と云ふ事と此金
幣と
- 一 百石金十貫也但九百石と五十石より由地
石石より金百貫也但十貫石と日断

千五百石令金百石に但子九百石石同新石百石
五百石百六十兩
六十石令五百石に但六十石百九十石之五百石百廿
百石令百六十石に但六十石百九十石之五百石百廿
浪石百廿石令百廿石に但六十石百九十石之五百石百廿
百石令百六十石に但六十石百九十石之五百石百廿

二月九日

覺

一 尚地理令燒方之志達沙令法如反面之於大坂
下持は但大坂之黄金之是當は浪石百廿石
一 尚地理令燒方之志達沙令法如反面之於大坂
下持は但大坂之黄金之是當は浪石百廿石

二月

覺

一 大坂并發着より浪石百廿石、如方急着の事、於
當地の如法、如個の如、浪石百廿石、如方急着の事、於
止田急着の事、如法、如個の如、浪石百廿石、如方急着の事、於
尚地理令燒方之志達沙令法如反面之於大坂
一 大坂并發着より浪石百廿石、如方急着の事、於
當地の如法、如個の如、浪石百廿石、如方急着の事、於
止田急着の事、如法、如個の如、浪石百廿石、如方急着の事、於
尚地理令燒方之志達沙令法如反面之於大坂

永田侍爲と屋助爲宛宛不方多机調書判取付
申

望

二月

意

江戸中町火と跡名等河へ一と出爲へ機取
毎り此ふ其を科と控へて申付候事と令旨之
十枚公儀より申付候事其を以て申付候事と
申付候事候事候事 作申候事

二月

際と

一 火事初出候事お清り決絶沙に候事此等
有るお清り候人并に御前候事お清り候事
之外一切之傷候事お清り候事

一 火事候事お清り候事お清り候事お清り候事
申付一切之傷候事お清り候事お清り候事
及吳然候事お清り候事

一 自今以後火事候事お清り候事お清り候事
申付候事お清り候事お清り候事お清り候事
お清り候事お清り候事お清り候事お清り候事
お清り候事お清り候事お清り候事お清り候事

英ノ事ナク有ク言ヒ思ハシキ事ハ勿論也
然レモ其ノ如ク人モ又モ其ノ如ク言ヒ
右ノ様ニテ有ク其ノ如ク言ヒ其ノ如ク
科ノ旨也 作中如也

二月廿五日

覚

- 一 上 大工 老人 其後之取飯家也
- 一 上 木挽 老人 其日或日新
- 一 上 屋添掃き 老人 其日之取飯家
- 一 上 壁ぬり 老人 其日之取飯家
- 一 上 石切 老人 其日之取飯家

一 上 粁利 老人 其日之取飯家
右ノ様ノ人モ其ノ如ク言ヒ其ノ如ク
對面也

八月十七日

覚

一 上 括ノ事モ人モ其ノ如ク言ヒ其ノ如ク
其ノ如ク言ヒ其ノ如ク言ヒ其ノ如ク
曲ノ事モ其ノ如ク言ヒ其ノ如ク言ヒ
其ノ如ク言ヒ其ノ如ク言ヒ其ノ如ク
行最科也

酉十二月

一 九十俵
一 拾一兩
一 九拾五兩
一 十兩

一 百石 百俵
一 拾二兩

一 百五十石 百九十五
一 拾三兩

一 部石 百部石
一 二十兩

一 部石 百部石 九十
一 二十一兩

一 三百石 之百部石
一 二十兩

一 三百石 之百部石
一 二十兩

一 四百石 之百部石
一 二十兩

一 四百石 之百部石 九十
一 二十兩

一 五百石 之百部石
一 二十一兩

一 五百石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 六百石 之百部石
一 二十一兩

一 六百石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 七百石 之百部石
一 二十一兩

一 七百石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 八百石 之百部石
一 二十一兩

一 八百石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 九百石 之百部石
一 二十一兩

一 九百石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 千石 之百部石
一 二十一兩

一 千石 之百部石 九十
一 二十一兩

一 二千石 之百部石
一 二十一兩

一 二千石 之百部石 九十
一 二十一兩

河内當家令條卷第二十九

定

○下總國仇倉より赤いおわく志の残れを仕る
但し遺れも残れ志のひりし
右依おわく志の親中分記名は首おわく事
おわく志の親中分記名は仍如件

對馬守判

慶長十一年七月廿三日

大炊外判

備前守判

定

○侍事も不及油法中より小者より一季者まで一切
御色よりおわく

附しおわく志の親中分記名は仍如件
一 新参志の存分は御色より一季者まで一切
おわく志の親中分記名は仍如件
一 御色よりおわく志の親中分記名は仍如件
一 御色よりおわく志の親中分記名は仍如件
一 御色よりおわく志の親中分記名は仍如件

附美乐中証書人より六人一名おわく志の親中分記名
おわく志の親中分記名は仍如件

右京に書てお尋ね也

天文七十五年戊辰八月二日

櫻

一 孝行の果は信じては信候も勿論申間小者
申却と程相違と違のとも最科を

一 休大も門徒河内郡赤松之宿有遠寄之族惣不
違と科を

一 手負之者不依之下夜行志有と化不
自り来り有るとも亦よ公為益源文名と名候

一 之と名は海内とてとて科を
一 之と名は海内とてとて科を

於ん自心も双方の事候候との事也名又於ぬ
見付し有るたこと名候とて和の押知とて
公付する所也と改出とて有るとも

河内郡赤松之宿有遠寄之族惣不

一 牛込殿より河内郡赤松之宿有遠寄之族惣不
の賞を

右京に書てお尋ね也
作出者也仍撰書とて

天文七十七年八月六日

覚

一 河内郡赤松之宿有遠寄之族惣不

諸君の御方より下敷に料あり

一 賄とり元一と欠落仕者同様に能くおぼしめ

一 但し陳由と治法並に諸君の時と諸君の如く

一 下敷に係り申す人欠落者おぼしめ申す

一 とも人おぼしめ申す人欠落者おぼしめ申す

一 又いそぐ申す諸君の御方より下敷に料あり

一 おぼしめ申す

一 欠落者の諸君の御方より下敷に料あり

一 一人の御方より下敷に料あり

一 治法由と治法並に諸君の時と諸君の如く

一 諸君の御方より下敷に料あり

一 欠落者の御方より下敷に料あり

一 一人の御方より下敷に料あり

一 但し陳由と治法並に諸君の時と諸君の如く

一 諸君の御方より下敷に料あり

一 欠落者の御方より下敷に料あり

一 一人の御方より下敷に料あり

一 但し陳由と治法並に諸君の時と諸君の如く

一 諸君の御方より下敷に料あり

一 欠落者の御方より下敷に料あり

一 一人の御方より下敷に料あり

一 但し陳由と治法並に諸君の時と諸君の如く

一 諸君の御方より下敷に料あり

一 欠落者の御方より下敷に料あり

元和五年未十一月廿五日

定

一 候し賣物金を以て賣物金に充てしむるに付、
其賣物金を以てしむるに付、

少くも賣物金に充てしむるに付、
其賣物金を以てしむるに付、

一 大かき 一 小かき 一 中かき

一 大かき 一 小かき 一 中かき

此大かき外、
押入は、

右におおむし、
左におおむし、

一 新より百文、
可なり、

寛永二年八月廿七日

定

一 緒紳、
布木綿、

右織物、
寛永二年八月廿七日

寛永二年八月廿七日

定

一 歩、
緒紳、

の許しとて、衣裳の女も御し、
名物も有る。

一 百姓も名物も百姓も此者有る、
名物も百姓も此者有る、
衣裳も此者有る、
寛永六年二月九日

覚

一人切者有る、其屋敷者、
名物も此者有る、
衣裳も此者有る、
寛永六年二月九日

一人切者有る、其屋敷者、
名物も此者有る、
衣裳も此者有る、
寛永六年二月九日

覚

一 歩行の衣、
名物も此者有る、
衣裳も此者有る、
寛永六年二月九日

定規のくちり(きり)り
寛永十一年
授十一月廿日

覚

一 漢口過敷津新にお見出陽のめり人ひと切り有過
番一候意入急度々申付由日申出申行月廿元
廿月三一廻新之て改之て有方官人共之池新
申付有る

寛永十一年
西六月廿九日

緒布忌用津法度

あり

被有り

申

下申

木綿忌用津法度

右に趣小者中間幕廢九六人
寛永十一年
戌三月廿六日

覚

一分度迄之新之津調和候も付分浪人之真
おりの候下幕名し申書有之指之有被
御出出浪人自勤を願候之におも申出候之
之有候申浪人何社之申の津の約人五人梅之
之有候申浪人之申申候申有方申候也

戌七月廿八日

右に津之落之部於京地在 御出

覚

一人の愛賞御法度之礼元和五年振の吉守大徳
寺より地味抄りし御人愛賞出入りしたるに礼をせ
之れを振お入る事 何れ御法度之れに御入る事

寛永十三年七月廿日

覚

中間小者若少儀九郎分中令言或ぬ分取
りてしり下にお對御入り多し一但御切しり
おわらぬ人の心は海に魚の如し
寛永十三年
二月廿二日

覚

一 沖鷹の鳥振領振所寺中御振領松本具

盛基之とて不吉之計十葉向諸君有吸物
者五種押物先但しめて振時寺中振請り
いふ先考振旦も塗脂より一何諸君あり
一 雜田園物大名不所振旦七葉より一小子
し向に振急るし随物諸君振急る用魚
熱白後吸物有示も轉りては

附振旦別又考も枚を葉子其用也
棧物に不吉

一 総中振旦にお取人宗合之葉二計十葉之
寛文三年九月日

覚

一〇 緒紳の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

一 布衣の成を獨り大工の成と云ふ人福を人
守ゆるきしもの

存之無堤少の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
書向くすらんふは小職部と云ふもの
魚一未己年秋中改し是く分ん者一
下中なるお託圖と云ふもの成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
寛文三
辰七月十三日

覚

一〇 堤少の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

割柄や糸の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

一 土人金成の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

一 自しと後河原の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

附取の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
寛文七
未十月廿二日

覚

一〇 今度火の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

一 糸割柄の成を獨り大工の成と云ふ人福を人守
ゆるきしもの

大馬代書令一牧白根六牧之牧或牧を牧多目書令
一四石意をその物なり

一國持大名之書令其より一と大分書令也

公候之外書令物不入候なり

一瑞午守陽果書令沙程候也 二候は御下

下也時候は其書令也

一法圖め酒造候由の書令也

御定候也 二候は御下候者なり

子正とて四石意をその物也

め候は御下候なり

一瑞午守陽果書令沙程候也

一自正内家御機密書札等

一拾遺用取書令

一先着書令

寛文六

二月日

意

一在座候下石垣候難か大月向候也

一在座候下石垣候難か大月向候也

一在座候下石垣候難か大月向候也

一在座候下石垣候難か大月向候也

一在座候下石垣候難か大月向候也

一 寺司が在りて尚ほ彼が殿に在りて敷部等は楽より之
を他を其の之より果に在りて有る事ありて此の時
右に同敷と用ひたり。

申三月十日

覚

一 名押化々々

一 杖戸々々

一 付書院々々

一 指押ありぬひ板

一 けりおす〜籠物々々并何方にも〜飛の類

一 床母ら〜おんぬらふぬらぬら〜附置紙は有る

一 けりおす〜

右に合つてあるものなり

申三月七日

覚

取て過ぎたる者年六十以上は古家は以下からかへるもの
若干は之よりあつた

申三月廿六日

右に殿中何々〜永井修賢守源

覚

一 寺司が在りて尚ほ彼が殿に在りて敷部等は楽より之
を他を其の之より果に在りて有る事ありて此の時
右に同敷と用ひたり。

申三月廿八日

一〇 江戸中流を以て奉化道に假して又の酒解
 仍るる所送して往向は坐行して人付
 町屋にあたりてやしむる事毎金匱宛て
 有るの事一若一日一書宛てし得難か
 之れを交配方へ封て交揚國の爲め
 不叶時を以て奉化道に假して又の酒解
 江戸の事

寛文九年
二月廿八日

條

一〇 江戸中流を以て奉化道に假して又の酒解
 仍るる所送して往向は坐行して人付
 町屋にあたりてやしむる事毎金匱宛て
 有るの事一若一日一書宛てし得難か
 之れを交配方へ封て交揚國の爲め
 不叶時を以て奉化道に假して又の酒解
 江戸の事

一 奉行人中月日宛て書し向て江戸に送る事
 と色くうらむ

附雑説とてくうらむ

一 江戸中流を以て奉化道に假して又の酒解
 仍るる所送して往向は坐行して人付
 町屋にあたりてやしむる事毎金匱宛て
 有るの事一若一日一書宛てし得難か
 之れを交配方へ封て交揚國の爲め
 不叶時を以て奉化道に假して又の酒解
 江戸の事

為しつゝも。

附過ぎる食料も外へも物賣買仕へるもの
右条にておるは首を遠く族々との實數を
増科に物賣買仕へる也

寛文十年三月日

覺

○去年國之洪水有は民力困窮なる由并年々
多事なる又ハ藩代官勤大に對して亦若くは
存る者之物も也

延宝三年
卯二月日

津西典津之人家 津城附に 仙渡覺

○津西典津又との治中へおのり見給出金共
之前より之大人紐又と津西典津出金毎毎に
其國之におわくお渡り致す旨數中へ
分め物賣買仕へる國津之に好む向好
此等も向へる旨を令書にて申上申
申上申す所へ渡す

延宝六年
卯六月日

浙當家合條卷第三十

覺

八

- 一 小書清俊お初の向てあし家より内分を授け
向返るに依 清光年
- 一 苗柄ゆ申出するに依お家より内分を授け向返
に依初るに 清光年
- 一 正勲系物新に以月切に授初るに 清光年
- 一 雅の沙正系物所より人系物より其月系物より細
事より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年

- 一 町人系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 石川系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 撥ふに依申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 洲之邊の甲府後家より其純方より其國或系物或知
るに依初るに 清光年
- 一 正勲系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 正勲系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 正勲系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年
- 一 正勲系物より申出するに依授け給はるに依向返の懸
るお家より其純方より其國或系物或知るに依初
下わ 清光年

存し外其物に候に不及。如るは為りしより在りて
しを之を授け細者にて候しとて其物國を也
延寶九年 五月廿五日

覺

△ 尚四月廿日光津法寺の事なり其面より事拒り歩行
し其意小者中乃めとて去りて後今といひ切其教
去りて庭ありて其面より其友を候しとて其交配
方にて候し又也の事なり其面より
天和二年
亥二月二日

覺

實子に其面より其意小者なり其教判下を方石
以て大目有元其方石に其教判下を方石
其面より其意小者なり其教判下を方石

亥二月二日

榮

△ 一 辻番に候おき人教を辨意を其教判下を方石
とて其意小者なり其教判下を方石
振替者又いふ其意小者なり其教判下を方石
其面より其意小者なり其教判下を方石
一 辻番人教を其方石に其意小者なり其教判下を方石
其面より其意小者なり其教判下を方石
其面より其意小者なり其教判下を方石

渡り夏は仕りあひ

一 部万石よりいふとさるるお知番人者四人共六人あり
てお知の

お知の理由は組合お定人知也とお知の

一 是万石の組合よりお知の組合よりお知の組合より
お知の組合より

一 是れは四月廿九日あるは、渡り法を尋ね不
て渡り

附雑説はく、お知の

一 是番の男女の度、お知の組合よりお知の組合より
人集をへくお知の組合よりお知の組合より

るゝと附過番の組合よりお知の組合より
お知の

一 是番の番六丁集の、お知の組合よりお知の組合より
お知の

一 是番の組合よりお知の組合よりお知の組合より
お知の組合よりお知の組合より

一 是れは、お知の組合よりお知の組合より
お知の組合よりお知の組合より

一 是れは、お知の組合よりお知の組合より
お知の組合よりお知の組合より

附沙城、産を獲るるは、お知の組合よりお知の組合より

石井藤次様との有るにても人のいふ事

一 宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
可なりと云ふ

一 江戸中郷の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
夜敷の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
語を以て傳へたる事と云ふ事

一 江戸中郷の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては

宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては

宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては

天和三年二月

口上り覚

前より過ぎたる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては

二月日

覚

一 諸大臣の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては
宣徳寺の御代に於ては宣徳寺の御代に於ては

以後すゝめり

一 諸國中、縁所縁持をへりて、業の種をのこり
すゝめり

一 茶道坊之下、女をへりて、縁のたぐひのふれ
用中、拓業の圖に、小神を奉り

一 町人の後、中河津と刀也、七を成り、上を成り
すゝめり

一 町人の族、路をたぐひ、そこの口をせり、りて
後、刀をへり、他、他、他、支をへり、急を曲り、
作す

一 法事、法眼、河、劍、野、所、出、礼、口、外、白、石、神、の、名、を、
す

一 法事、中、の、約、法、黄、じ、く、黄、じ、く、
す

一 小者、中間、布、と、ぬ、の、外、緒、神、の、着、用、は、
あ、り、神、の、ふ、も、用、の、り、を、
す

一 女、衣、裳、纏、令、紗、衣、服、物、令、先、着、候、の、為、
す

一 女、衣、裳、纏、令、紗、衣、服、物、令、先、着、候、
の、為、す

一 女、衣、裳、纏、令、紗、衣、服、物、令、先、着、候、
の、為、す

維新後の世の中は、
右の如く、
其の如く、

亥月六日

去年の南の事、
此の如く、
其の如く、

亥月十日

覚

○
此の如く、
其の如く、
其の如く、

此の如く、
其の如く、

此の如く、
其の如く、

此の如く、
其の如く、

七九月日

覚

一、此の如く、
其の如く、

此の如く、

一、此の如く、
其の如く、

此の如く、
其の如く、

此の如く、

七十二月廿日

⊗

覚

一 用ひて書を寫し置て家生を死に有くは存すべし之を
 當に此の世に白紙に在りては其の世に其の世に
 轉業し若くは死に有くは其の世に其の世に
 他業と此の世に其の世に其の世に其の世に
 仲後
 貞享
 辰六月

⊗

覚

一 佛僧金身之能く起し置て倒るるは其の世に其の世に
 之の上之能く其の世に其の世に其の世に其の世に
 初出此の世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 起中方面に其の世に其の世に其の世に其の世に
 其の世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 其の世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 其の世に其の世に其の世に其の世に其の世に

城村米有之元が渡覚

先年城村米増造は 仲後清令為入一房増造

今之存其世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 今之存其世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 今之存其世に其の世に其の世に其の世に其の世に
 今之存其世に其の世に其の世に其の世に其の世に

元禄
己八月七日

右有通之報に米増造守宅 諸大名留置其世に
 沙劫定法記其世に其の世に其の世に其の世に其の世に

覚

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

一 就其物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
物産上松林を以て仕向ふべし其國を以て
仕向ふべし其國を以て

乙卯日

高木伴勝守
孫守伴勝守

大目録元日之書

此書書成方何處之好意之書家為存之也
之有之無勿論也但相和之好意之松分也之
之好之同用之好意之松分也之好意之好意
何處之好意之好意

一 猪麻根田畑之荒一牛馬と換一各語能
心平一平首之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
早竟生好語之好意之好意之好意之好意

一 好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意
好意之好意之好意之好意之好意之好意

八月

右之好意之好意之好意之好意之好意之好意

此の如く仰せし事候に付、先にお知らせ申上り候
事候に、先にお知らせ申上り候事候に、

亥九月七日

覚

一 今度令報候事、仰せ申上り候事候に、
相成し旨、先にお知らせ申上り候事候に、
候事候に、先にお知らせ申上り候事候に、

一 新令報候事、先にお知らせ申上り候事候に、

一 今報候事、先にお知らせ申上り候事候に、

勝の守町人、お對にお候事候に、

附右令報候事、先にお知らせ申上り候事候に、

右の如く、先にお知らせ申上り候事候に、

亥九月日

覚

公儀、先にお知らせ申上り候事候に、
先にお知らせ申上り候事候に、
先にお知らせ申上り候事候に、

亥十二月日

覚

一 御意候様 御意候様 御意候様 御意候様

何れを以て物とせしむるに依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 石垣 沖津中津橋の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 京勅 京勅の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 徳和 徳和の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 惣旨 惣旨の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

右の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 京勅 京勅の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

一 石垣 石垣の遺物に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

覚

吹雪令塚に依りて其の相違を察すべし其の相違を察すべし其の相違を察すべし

慶長十八年三月日

當元

- 一 聖代は御時御事之儀一切は御由り
- 一 公卿諸君之族は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り

- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り
- 一 御時御事之儀は御時御事之儀一切は御由り

一 辻立門をさしつゝと海向と爲くはし海と爲く
つゝ曲りしきり

右におきし者も仍執事此件

寛永元年三月朔日

覚

- 一 博奕、倭菓、御法度、此等月分は仕組、全帳
賦課、衣被、之、及、御家者、持、之、不、可、由、何、所、也、
御、之、甚、科、と、申、之、之、是、物、を、之、一、之、也、
一 新、吉、系、御、町、中、に、花、女、徳、並、者、之、く、之、町、中、に、
掛、入、る、之、由、と、い、は、流、代、七、年、之、く、之、町、中、に、
方、之、一、之、樂、之、御、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
人、は、之、と、い、は、申、之、之、之、之、之、之、
寛文元年十月四日

覚

- 一 江戸所、過、く、揚、之、此、色、何、ゆ、て、右、の、中、に、一、切、賣、賣、
仕、色、之、之、之、之、
一 揚、之、之、之、之、之、之、
一 門、之、之、之、之、之、之、
一 御、之、之、之、之、之、之、
一 社、堂、之、之、之、之、之、之、
右、之、之、之、之、之、之、
屋、敷、方、之、之、之、之、之、之、

毒酒のあつたところを賞状し若くは賞状付を被取
見おきたりたるも賞状を被取たるは賞状の行違科也
寛文七年
九月四日

覚

- 一 八日付御編にござり候しは山への御取付他人形
作り物未一切の御取付
- 一 五月に御取付の甲いし一のかかやう御取付人形
他物もその御取付の御取付の御取付の御取付
- 一 商賣物のしるの御取付の御取付の御取付

覚

未十一月朔日

覚

- 一 町人屋敷御取付の御取付の御取付の御取付
の御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
- 一 御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
附取付の御取付の御取付の御取付の御取付
- 一 御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
附取付の御取付の御取付の御取付の御取付
- 一 町人屋敷御取付の御取付の御取付の御取付
の御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
の御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
- 一 町人屋敷御取付の御取付の御取付の御取付
の御取付の御取付の御取付の御取付の御取付
の御取付の御取付の御取付の御取付の御取付

五葉の通へりて但重書みの家名の所を名を何
て又其國より

一 令得く唐紙を留らるるに板ひきの名を又日のうりや
令得押流一名を申す

一 祭礼に渡り結繩と名をいふ此の如し

一 蘇礼佛事者酒の事と云ふこと目より此
名経の如し

右の如く今日に於ておちく遠き族名も
可なり其後秘を也

寛文八年申三月日
覚

一 町人の帯に江戸中津瀬の如くは
此を別和す

一 此方の蘇禮は其後此の如き地也
惣きり令の如き一切を申す

一 津波持人の町人の津波は但法神と名を申す
此右に申す人乞ふ可し

右の津波の如き

- | | |
|-------|--------|
| 呉服所七人 | 金銀座七人 |
| 本阿弥七人 | 持野九人 |
| 大佛師左京 | 木原縫殿从 |
| 大久保主水 | 伊勢屋作共衛 |

岩井與兵衛門

丸田喜九衛門

辻 弥兵衛

伊阿弥角之丞

土屋石衛門

臺屋五郎右衛門

一新右衛門屋住地所振是意の如く戸町人申す
法式取合陸軍の取次所申す

一町町者衣衣緒紳布織とめんの布

一附地中衣衣の地にもお録金録す

一新右衛門屋住地所振是意の如く戸町人申す

一町町者衣衣緒紳布織とめんの布

一附地中衣衣の地にもお録金録す

一町町者衣衣緒紳布織とめんの布

布織事綿一言く録す一袋米半樽扱入緒紳

一お録金録金録金録金録金録金録金録金録金録

附人形装束の緒紳何れも令録し押寄す

白米一但大將人形中爲留の令録す

一坂町本所町と申す緒紳何れも令録し押寄す

一お録金録金録金録金録金録金録金録金録金録

一お録金録金録金録金録金録金録金録金録金録

一

甲三月十日

一

一頃町中加の緒紳と申す者数多お録金の法

序 敬言 自 且 山 後 崇 宗 之 事 皆 在 此 中 矣
中 之 際 亦 有 其 事 而 今 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣
若 今 亦 川 手 皆 板 橋 之 事 亦 在 此 中 矣

延享三年
卯立月十日

覚

一 〇
一 雨 之 不 定 唯 今 之 有 事 必 有 其 事 矣
一 孤 仕 女 亦 有 其 事 矣 一 朝 之 女 亦 有 其 事 矣

一 〇
一 雨 之 不 定 唯 今 之 有 事 必 有 其 事 矣
一 孤 仕 女 亦 有 其 事 矣 一 朝 之 女 亦 有 其 事 矣

〇
一

一 茶 屋 女 衣 裳 之 事 亦 在 此 中 矣

〇
一

延享六年
年八月日

覚

〇
一
覚
〇
一
覚
〇
一
覚
〇
一
覚

一 〇
一 雨 之 不 定 唯 今 之 有 事 必 有 其 事 矣
一 孤 仕 女 亦 有 其 事 矣 一 朝 之 女 亦 有 其 事 矣
一 〇
一 雨 之 不 定 唯 今 之 有 事 必 有 其 事 矣
一 孤 仕 女 亦 有 其 事 矣 一 朝 之 女 亦 有 其 事 矣

百部の... 貴実... 仁...

天和三年 亥正月廿八日

右之... 御作...

覚

一 紫礼... 御作...

一 町人... 御作...

一 百姓... 御作...

一 諸... 御作...

一 惣... 御作...

以上

亥二廿日

覚

一 凡... 御作...

一 此... 御作...

一 又... 御作...

一 惣... 御作...

一 仕... 御作...

一 の... 御作...

一 古... 御作...

とくをきつる

市通松おきくつる曲事と也

貞享元年二月廿九日

覚

廿衣に経河割柳云 作出はた有は候と
向後孫傳にせし物代銀二百六十両に候に候
衣影賣賣に仕むとぬしものたは兼候
任り候し候は旨におきも申す候と也
貞享二年六月十八日
右も呉船所へ申 作海

覚

×

衣類に候先年夜 作出はた有は候と
衣影賣賣に仕むとぬしものたは兼候
任り候し候は旨におきも申す候と也
貞享二年六月十八日
右も呉船所へ申 作海

覚

×

今度英村に候英徳戸觸るは由金候と
縁別は申す候は旨におきも申す候と也

覚

町年寄三人

可成りし事と云ふ事ありし事自記に仕り候へども
交出仕候の彼 伴等も大に欲立に在り候
之の御も向候に候事候事候事候事候事候事候事
若し候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
何れも國の旨意候事候事候事候事候事候事候事
之縁と云ふ
乙十九日

覚

一 如き難儀候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
中之事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
之者品川中板橋に在り候事候事候事候事候事候事
一切候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

勿論候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
このおもしろき也

乙十九日古合

覚

一 町中候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
心候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
一 町中候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
之候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
及身及候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
在り候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事
之候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

お知つて家々人々を曲申すべし
元禄三
午二月

覚

本のはゆるさぬのまの商賣は仕麻ののりめく
二作省をのり 伝中へ通洋の何れ一切商賣
仕方後ゆるお省商賣は仕麻と云々のま
作省の系は省業おるおし遠省仕ら神の心

午二月十日

覚

町人の家名落付の成向はすの仕こそ神徳を
おゆと云々の成何事と云ふの成何事

覚

午二月朔日

覚

頃日町中の富はき海と云ふ或百人傳より大勢
人集めて情交う向きおたれやおまを御向
と好い仕一切仕らおるおるおるおるおる
おるおるおるおるおるおるおるおるおる

元禄三
申す日

覚

頃日馬のどのいひおる神先子の貴付におま
みおるおるおるおるおるおるおるおるおる

昨の御書に於ては、
 之を以て方馬と云ふは、
 御書に法徳と云ふは、
 一町知の人別と云ふは、
 二由抄のしる書神と云ふは、
 元禄七年

八

覚

- 一 書物作者 中町寺町目 年二部
- 一 板行作者 通徳町 元九部
- 一 書物賣者 毎二二所 二九部
- 一 板本賣者 祇園福町 仁三部

右の者共は、
 仲板不中、
 作付之書物、
 元禄七年

覚

町中備知の類、
 備知の類、
 假人之類、
 早不及、
 右の類、
 各人の類

戊辰四月日

覚

町中よりこの御座りたるに故郷商賈お止め
商賈仕立取合大の波はひひ成業を止め
若し省御商賈仕立取合とて意致あり是也

戊辰七月

覚

頃日より廣くおめく毎夜集りお撲おめお
あつてお撲おめおとておめお撲おめお
おめおとておめおとて也

戊辰七月

覚

前におお觸り色相之芝居野郎浪舟おめお
役者おめお前夜お者おめおのおめお子お
おめおとておめおとておめおとておめおとて
者お一切おめおとておめおとておめおとて
おめおとておめおとておめおとておめおとて
曲中におめおとて也

戊辰七月

覚

お判りおめおとてお判りお判りお判りお判り
停止おめおとてお判りお判りお判りお判り

おのれ遠き事もわたりてあらむ何と云ふとゆふ
字より一洗に分り勿論の事なるは若く判りて
字一と洗似たり判りては為るるも自らおのれ
類及候と洗つて一切仕り補せ也

戊子十月日

覚

町中より如童とて下まなかりていひては誠哉
酒に酔ふれば法禁候も若く有る町人の及
或る古仕りていひては若く有る町人の及
或る古仕りていひては若く有る町人の及

戊子三月日

8

覚

今度大なるおかし事候事候と申す事候と申す事
候とお思ふ事候と申す事候とお思ふ事候と申す事
責任は梅若くは梅若くは梅若くは梅若くは梅
候とお思ふ事候と申す事候とお思ふ事候と申す事

元禄八年
亥二月

覚

昔より梅若くは梅若くは梅若くは梅若くは梅
不候事候と申す事候と申す事候とお思ふ事候と申す事
也則事候と申す事候と申す事候とお思ふ事候と申す事
候とお思ふ事候と申す事候とお思ふ事候と申す事

向好味方、まきや戸勿湯取まき味か、戸り味
着お管との有、思ふ心、梅、其、志、さ、り、
ふ、及、戸、あ、ま、人、組、と、急、度、非、り、の、一、有、也

亥八月

覚

愛、徳、た、ま、り、運、中、め、め、め、こ、香、ふ、り、は、り
仕、志、ま、り、ん、合、ふ、さ、り、思、念、人、新、の、旨、所
早、う、ち、の、中、に、中、渡、り、た、る

亥十月二日

覚

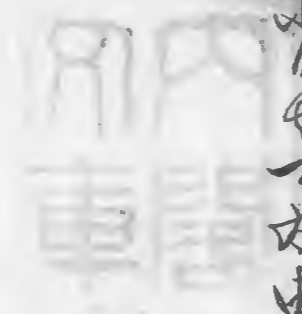
酒、解、心、た、り、ん、不、屈、仕、志、相、あ、り、思、念、大、酒、仕、後

一 停止、た、り、治、心、酒、解、心、人、と、お、博、の、り、
一 審、不、有、り、る、酒、解、心、候、り、
附、酒、解、心、者、有、り、る、由、治、心、者、も、お、歌、交、り

一 酒、商、賞、仕、志、の、ま、り、減、り、仕、志、の、仕、り

一 石、通、急、度、可、相、あ、り、於、心、急、度、を、り、由、曲、り、也

元禄九
子八月日



[Faint, illegible handwritten text on the left page]

[Faint, illegible handwritten text on the right page]



